

神戸市外国語大学における障がいのある学生への修学支援に関するガイドライン

1. 障がいのある学生への修学支援に対する本学の取組方針

本学においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第2条第1号に規定する障害者（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。））その他の心身の機能の障害（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者を、障がいのある学生とする。本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてに対し、等しく学修の機会が与えられるよう、障がいのある学生本人と協議の上、必要な対応策を講じる。また、必要に応じて保証人（保護者等）とも協議する。

2. 障がいのある学生への修学支援の必要性

障害者差別解消法第7条第2項では、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」とされている。

本学においては、障がいのある学生の権利利益を侵害することのないよう、入学前、入学後に関わらず全学的な障がいのある学生への修学支援の推進を図るとともに、部局間調整を行い具体的な支援計画を策定することを目的として、2016年に「障がい学生支援委員会」を設置した。

3. 本学の障がいのある学生への修学支援

障がいのある学生への修学支援については、「神戸市外国語大学における障がいのある学生への修学支援に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、全学が一体となった支援体制を構築し、適切に実施する。また、その内容については、障害者差別解消法を踏まえ、障がいのある学生にとって真に有用なものとなるよう努める。

4. 支援を希望する学生への対応

（1）支援の相談・申告

障がいのある学生のための相談窓口は、大学は学生支援班及び教務入試班（入学試験における支援）、大学院は研究所班とする。各部局は、面談や電話により適宜相談に応じる。また、受験生からの問い合わせにも対応する。

障がいのある学生は、「障がいのある学生の修学支援等希望調査票」（以下「調査票」という。）を提出し、本人の障がいの状況・特性や希望する修学支援の内容を、根拠資料を添

えて申告できるようにする。根拠資料は原則として、主治医診断書（障害特性または必要な支援内容が記入されているもの）とする。主治医診断書が提出できない場合は、障害者手帳でも可とする。根拠資料の提出が難しい場合は、相談窓口へ問い合わせる。

(2) 支援を希望する学生との面談

調査票の提出があった学生、また必要に応じて保証人（保護者等）と面談し、本人の障がいの状況・特性や希望する修学支援の内容等を聴取する。面談対応者は、大学は該当の学科代表、学生支援班、保健室、学生相談室、教務入試班、大学院は指導教員、研究所班、保健室、学生相談室とする。

面談の結果、本人が支援を依頼する場合は、「障がいのある学生の修学支援等依頼書」（以下「依頼書」という。）を提出する。

(3) 支援の決定

① 支援内容の検討

支援を希望する学生との面談及び依頼書を基に、修学支援検討会において、学生への支援内容（合理的配慮）を検討する。より全学的な対応検討が求められる場合は、障がい学生支援委員会において、支援内容・体制を検討し、方針を決定する。

修学支援検討会の構成員は、大学は学生支援部会長、該当の学科代表、学生支援班、保健室、学生相談室、教務入試班、大学院は大学院教務・入試委員長、指導教員、研究所班、保健室、学生相談室とする。その他必要に応じて、関係部署や該当する科目の担当教員と協議する。

② 配慮依頼文の作成

①に基づき、必要な情報を記載した「配慮依頼文」を、大学は学生支援班、大学院は研究所班が作成する。

③ 学生との合意形成

作成した「配慮依頼文」を学生に共有し、支援内容について、学生との合意形成を図る。

(4) 支援決定後

① 学内関係者への支援依頼

学生支援部長、外国語学研究科長は、決定した「配慮依頼文」に基づき、担当教員、また学生の希望と必要に応じて関係部署に対し、合理的配慮の提供を依頼する。

② 支援内容の見直し

支援決定後も、学生との定期的な面談等を通じ、支援に過不足がないか確認する。必

要に応じて、支援内容や支援体制の見直しを行う。

支援内容の見直しが必要な場合は、改めて修学支援検討会にて協議する、または担当教員と個別授業ごとに調整・変更を行う。

5. キャリア支援

就職支援については、個々の学生が持つ障がいの状況・特性を踏まえ、キャリアサポート部会、及びキャリアサポートセンターと学生支援班、研究所班、保健室、学生相談室が情報を共有し、障がい者の就職支援専門機関やハローワークをはじめとした国、地方公共団体、企業・団体、関係機関等と連携を図りながら就職支援に努める。

附 則

このガイドラインは、2018年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、2026年1月14日から施行する。